

都城市商工業者等省エネルギー設備導入支援事業補助金Q&A(R6.4.1現在)

【申請、事業期間について】

Q：申請はどのように行えばよいか。

A：申請については、窓口の混雑を回避するため、原則郵送での申請受付となります。

申請様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

申請書郵送先は、次のとおりです。

住所 〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

宛先 都城市商工政策課 商工担当

※申請様式のダウンロードが困難な場合は、お問い合わせください。

Q：申請様式や必要な書類はどこで入手すればよいか。

A：申請様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

※ダウンロードができない場合は、お問い合わせください。

また、ホームページからダウンロードできる様式（補助金等交付申請書や事業計画書、収支予算書）のほか、市税の滞納のない証明書、導入する設備の見積書、性能の分かるカタログ、既存設備の写真などが必要となりますので、詳しくは、ホームページの「交付申請時提出書類確認票」を確認してください。

Q：都城市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請ができるか。

A：本補助金は、1事業者1回限りとしております。そのため、事業所を複数有している場合でも、事業所ごとの申請はできません。

Q：令和4年度及び令和5年度に都城市商工業者等省エネルギー設備導入支援事業補助金を申請し交付を受けたが、申請できるか。

A：令和4年度及び令和5年度から継続して1事業者1回限りのため、申請はできません。

Q：補助金等交付申請書を提出したら、事業に着手してもよいのか。

A：市より、補助金等交付決定通知書を受領してから、事業に着手（※）してください。

補助金の交付決定を受ける前に事業に着手した場合は、対象外となりますのでご注意ください。

※事業着手とは、契約、発注、着工及び代金の支払い等を指します。

Q：交付申請書提出から交付決定までどの程度の時間が掛かるのか。

A：申請書類が全て揃っており、内容に問題がなければ、提出から概ね2週間程度で交付決定ができる予定としております。

Q：補助金申請は、予算が尽きた段階で受付を終了するのか。

A：予算の範囲内での受付となりますので、予算額に達した場合は、終了となります。

Q：事業は、令和6年度中に完了しないといけないのか。

A：令和7年3月21日（金）までを対象期間としています。この期間内に事業が完了（※）する場合、補助金の対象となります。

※事業完了とは、設備の納品・設置及び代金の支払いが完了することを指します。

【補助対象者について】

Q：補助対象者の要件に「申請時において、都城市内に法人登記及び事業所を有する法人」とあるが、都城市内に事業所があつて、支店登記を行っていない場合は、対象とならないか。

A：都城市の法人市民税台帳への搭載が確認できれば、対象となります。

申請の際に、法人市民税台帳登載証明書または法人所在証明書、もしくは、法人市民税申告書の写し（※都城市内の支店の記載が確認できる場合に限る）を添付してください。

法人市民税台帳登載証明書または法人所在証明書については、都城市市民税課で取得できます。（1通あたり300円の発行手数料が必要となります。）

【対象設備について】

Q：対象設備について、「トップランナー基準を達成した設備若しくはグリーン購入法調達基準に適合した設備、又はこれらと同程度の省エネルギー効果が認められる設備を対象とする。」となっているが、「同程度の省エネルギー効果が認められる設備」は、どのように判断すればよいか。

A：既存機器と比較して、年間燃料消費量が10%以上減少することが確認できる場合に、「同程度の省エネルギー効果が認められる設備」とみなします。

効果については、事業計画書内の「燃料等削減効果」欄に記載される削減率により、確認します。

※削減率の計算根拠も必要となります（様式は任意の様式となります）。

Q：更新前の設備が古いため、資料がない場合は、どうすればよいか。

A：カタログを含め当時の資料がない場合は、施工予定業者に相談いただいた上で設備にある銘板やシール等に記載されている情報を基に推計値をもって削減率を計算してください。ただし、更新前設備の写真に加え、計算根拠に利用した情報が分かる銘板やシールの写真も併せて提出するなど計算根拠の資料をご用意ください。

Q：対象設備が複数となる場合、事業計画書、収支予算書はどのように作成すればよいか。

A：例えば、空調設備と冷凍・冷蔵設備の2種類の設備の導入であれば、事業計画書はそれぞれ作成していただく必要がありますが、収支予算書は、2つの設備を合算して作成いただいて構いません。

Q：新たに設備を設置する（新設する）場合は対象となるか。

A：本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援する目的となっております。そのため、申請時点において既に使用している既存設備からの更新が対象となっており、申請時点において既存設備のない場合は対象外となります。

Q：故障している設備の修繕は対象となるか。

A：既存設備の修繕は対象となりません。

【補助対象経費について】

Q：補助対象経費に消費税は含まれるか。

A：消費税・地方消費税は補助対象外となります。

Q：設備導入の費用が、消費税込みで10万円を超えているが、補助金の対象となるか。

A：消費税・地方消費税は補助対象経費ではありませんので、消費税抜きの金額で10万円に満たない場合は、対象となりません。

Q：設備導入にあたって発生する費用は補助対象経費となるか。

A：設備本体の購入費用に加えて、導入に要する工事費や運搬費、設計費などの直接的な経費は補助対象となります。

なお、導入設備に係る保証料、保険料、サポート料や、既存設備の処分費、リサイクル料などの間接的な経費は、補助対象外となります。

交付申請時に添付する見積書については、上記の対象経費と対象外経費が明確に分かるように、調達業者へ作成を依頼してください。

Q：店舗兼住宅の設備を更新する場合、対象となるか。

A：対象となります。

ただし、本事業は、あくまで「事業用途」に対しての効果を目的としております。

そのため、更新する対象設備の効能が事業用途に供する部分以外にも及ぶ場合は、事業用途区分割合に応じて按分計算していただく必要があります。あわせて、区分割合の根拠資料の提出をお願いします。

Q：導入する設備に対して損害保険等の保険給付金が支払われる場合は対象となるか。

A：導入する設備に保険給付金が支払われる場合は、対象となりません。

【補助金額について】

Q：交付決定後に補助対象経費が変更となった場合は、どのような手続きが必要か。

A：以下の基準を全て満たす場合は、手続きの必要はありません。

1. 変更前の補助対象経費の総額と比較し、その増減の割合が30%以内の場合
2. 交付決定額（補助金額）が増額とならない場合

ただし、対象設備の変更など事業計画の実質的な変更となるときは、上記の基準を満たす場合であっても、「補助金等変更(廃止)申請書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

また、補助金交付決定後に事業を中止する場合も提出が必要となります。